

令和元年第2回小城市議会定例会提案理由

(令和元年6月7日開会)

おはようございます。本日ここに、令和元年第2回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第26号から議案第28号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第26号 小城市税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市税条例等の一部を改正したものでございます。

改正の内容でございますが、ふるさと納税制度の見直しに伴う個人市民税の「寄附金税額控除」に関することなど、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第27号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法施行令等の一部が改正されたことにより、小城市国民健康保険

税条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準を拡充したものでございます。

次に、議案第 28 号 平成 30 年度小城市一般会計補正予算（第 5 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算額の一部を補正したものでございます。

補正の主な内容は、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等の額の確定により、財政調整基金及び減債基金の繰入金を減額したものでございます。

以上の 3 議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、予算は 3 月 29 日付け、条例は 3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 29 号 小城市森林環境譲与税基金条例でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、小城市森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、小城市が実施する森林

の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため
森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

次に、議案第 30 号 小城市税条例の一部を改正する
条例でございますが、地方税法等の一部が改正される
ことにより、小城市税条例の一部を改正するものでご
ざいます。

改正の内容でございますが、軽自動車税の「環境性
能割及び種別割」制度に関することや、個人市民税の
「非課税対象者の追加」に関することなど、所要の規
定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 31 号から議案第 53 号までの議案につ
いてでございます。

議案第 31 号 小城市行政財産使用料条例の一部を改
正する条例、議案第 32 号 小城市公民館条例の一部を
改正する条例、議案第 33 号 小城市生涯学習センター
条例の一部を改正する条例、議案第 34 号 小城市立中
林梧竹記念館条例の一部を改正する条例、議案第 35 号
小城市立歴史資料館条例の一部を改正する条例、議案
第 36 号 小城市小城文化センター条例の一部を改正す
る条例、議案第 37 号 小城市体育館条例の一部を改正
する条例、議案第 38 号 小城市牛津武道館条例の一部
を改正する条例、議案第 39 号 小城市運動公園条例の
一部を改正する条例、議案第 40 号 小城市野外研修セ

ンター条例の一部を改正する条例、議案第 41 号 小城市牛津赤れんが館条例の一部を改正する条例、議案第 42 号 小城市牛津会館条例の一部を改正する条例、議案第 43 号 小城市保健福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第 44 号 小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 45 号 小城市林業者集会施設条例の一部を改正する条例、議案第 46 号 小城市観光施設条例の一部を改正する条例、議案第 47 号 小城市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第 48 号 小城市市民活動センター条例の一部を改正する条例、議案第 49 号 小城市地域交流センター条例の一部を改正する条例、議案第 50 号 小城市まちなか市民交流プラザ条例の一部を改正する条例、議案第 51 号 小城市小城駅前広場条例の一部を改正する条例、議案第 52 号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 53 号 小城市国民健康保険病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例でございますが、消費税及び地方消費税の税率の改正などに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、外税表示などの改正を行うものでございます。

次に、議案第 54 号 西佐賀水道企業団の解散についてでございますが、令和 2 年 3 月 31 日をもって西佐賀水道企業団を解散することについて、地方自治法第 290

条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 55 号 西佐賀水道企業団の解散に伴う財産処分についてでございますが、西佐賀水道企業団の解散に伴う財産処分について、佐賀市及び白石町と協議の上、定めることについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 56 号 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてでございますが、水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団が、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団の水道事業に関する事務及び佐賀市の水道用水供給事業に関する事務を新たに共同処理することになるため、同企業団規約を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 57 号 平成 31 年度小城市一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 8,007 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ 232 億 7,662 万 9 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費では、母子家庭等対策総合支援事業として未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金や介護施設等整備補助金の増額、幼児教育無償化に伴う費用などを計上しております。

第 4 款 衛生費では、風しんの抗体検査及び予防接種を実施するに伴い、その管理業務を行う予防接種システム改修などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、森林環境譲与税に伴う基金への積立や基盤整備促進を図るための暗渠排水整備に伴う費用などを計上しております。

第 8 款 土木費では、小城市中心市街地の活性化に伴う支援補助金を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金のほか、森林環境譲与税、使用料及び手数料、諸収入を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

続きまして、報告第 1 号から報告第 5 号まで一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号 平成30年度小城市一般会計継続費繰越計算書は、固定資産評価替業務委託事業から中学校空調設備整備事業までの5事業について、平成31年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号 平成30年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書は、地域密着型サービス等整備助成事業事業から道路橋りょう災害復旧事業までの16事業、総額2億7,419万円を平成31年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号 平成30年度小城市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書は、平成30年度小城市下水道特別会計補正予算第3号において、御承認いただきました牛津処理区事業6,280万円、及び小城処理区事業1億3,780万円を平成31年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の報告についてでございますが、平成31年4月3日、小城市廃棄物中継センター内で、軽トラックを後方に後進した際、駐車中の相手方の車両に接触し、損傷させたもので、示談が成

立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、平成31年4月25日付けで専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の報告についてでございますが、平成31年3月25日、可燃物収集車が地区のごみ集積所に進入する際、相手方の店舗のフェンス基礎に接触し、損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和元年5月7日付けで専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第58号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、投票管理者及び投票立会人等に係る報酬、投票管理者の交替制について改正を行うものでございます。

次に、報告第6号 平成30年度一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、地方自治

法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 30 年度の事業報告及び決算並びに令和元年度（平成 31 年度）の事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。